

要保護児童対策地域協議会の概要(区市町村)

児童福祉法の改正の推移

＜平成17年4月1日施行＞

- ▶ 要保護児童の早期発見や適切な保護のためには、関係機関の連携が重要
- ▶ 個人情報保護を図りつつ、関係機関による円滑な情報提供、情報の共有化の確保
- ⇒ 「要保護児童対策地域協議会」に関する規定を整備（児童福祉法第25条の2を新設）（設置について「置くことができる」）

＜平成20年4月1日施行＞

設置について「置くことができる」から「努力義務」に改正

＜平成21年4月1日施行＞

- ▶ 支援対象を新たに「要支援児童及びその保護者、支援を特に必要とする妊婦」まで拡大
- ▶ 調整機関に一定の専門性を有する職員（児童福祉司任用資格等）を配置する努力義務を課す

協議会の概要

【設置主体】 地方公共団体（都道府県、区市町村等）

【対象児童】 要保護児童・要支援児童・特定妊婦

⇒ 保護者に監護させるのが不相当と認められる者、養育を支援することが特に必要な者、出産前から特に支援が必要な妊婦等

【業務内容】 要保護児童等の適切な保護のための情報交換、支援内容に関する協議

【守秘義務】 構成員に児童福祉法上の守秘義務を課すとともに、関係機関に対して、情報提供等必要な協力を求めることができる。

【要保護児童対策調整機関の指定】 協議会の運営の中核として、関係機関の調整を行う

【要保護児童対策調整機関の職員】 一定の資格（児童福祉司任用資格等）を要する職員配置を努力義務化

代表的な運営体制

代表者会議

- 実務者会議が円滑に運用されるよう環境整備
- 年に1～2回

実務者会議

- 実際に活動する実務者で構成
- 年に数回

個別ケース検討会

- ケースに関わる担当者が支援内容を検討する
- 適宜開催

主要な構成員

【国または地方公共団体の機関】

児童福祉等主管部局・児童相談所・福祉事務所・保健所・保健センター・警察署・法務局・教育委員会・学校等

【法人】

医療法人・社会福祉法人・学校法人・社会福祉協議会・医師会、歯科医師会・看護協会・弁護士会・NPO法人

【その他】

里親・民生・児童委員協議会・主任児童委員、児童委員、法人格を有しないNPO法人等